

開示の実施に要する費用

区 分	費用の額	
(1) 複写機による作成	白黒で複写したもの	1枚につき10円
	カラーで複写したもの	1枚につき20円
(2) 光ディスクへの複写による作成	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	1枚につき50円 に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額
	その他の場合	1枚につき100円
(3) (1)又は(2)により作成したものの送付	郵送に要する実費額	

- 1 用紙の両面に複写された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算します。
- 2 複写機による作成については、原則として、A3までの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算します。